

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第32条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において、消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。
- 4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。)
- 5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第1項の消防長が指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

別表第2（第32条関係）

| 表示の種類 | 図記号 | 色 |
|-------------|---|--------------------|
| 禁煙である旨の表示 |  | 記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 |
| 火気厳禁である旨の表示 |  | 記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 |
| 喫煙所である旨の表示 |  | 記号は黒、地は白 |

【予防規則】

（標識及び表示板等）

第16条 条例第17条第1項第7号（条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第17条の2第2項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第23条第3号、第32条第2項及び第4項第2号並びに第70条第4号に規定する標識又は表示板等の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

（劇場等における喫煙等の禁止場所の指定）

第18条 条例第32条第1項の規定による喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定は、告示し、又は当該防火対象物の管理について権原を有する者に通知して行うものとする。

（例外規定による認定）

第19条 消防長にあつては条例第25条、第31条、第32条第1項ただし書、第52条、第62条及び第65条の規定により、消防署長にあつては条例第65条の規定により、それぞれ認定をするときは、当該防火対象物の関係者から資料を提出させ、又は当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

別表（第16条関係）

| 標 識 等 の 種 類 | | 大きさ及び色 | | | |
|-------------|-----------------------------------|-------------|-------------|-----|-----|
| | | 大きさ | | 色 | |
| | | 幅 | 長さ | 地 | 文字 |
| 略 | (略) | (略) | (略) | (藍) | (藍) |
| (3) | 条例第32条第2項に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識 | 25センチメートル以上 | 50センチメートル以上 | 赤 | 白 |
| (4) | 条例第32条第2項に規定する「危険物品持込み厳禁」と表示した標識 | 25センチメートル以上 | 50センチメートル以上 | 赤 | 白 |
| (5) | 条例第32条第4項第2号に規定する喫煙所である旨の標識 | 30センチメートル以上 | 10センチメートル以上 | 白 | 黒 |
| 略 | (略) | (略) | (略) | (藍) | (藍) |

【告示】

○喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定

(田辺市消防本部告示第3号)

田辺市火災予防条例(平成17年田辺市条例第179号。)第32条第1項の規定に基づき、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所を、平成17年5月1日から次のとおり指定する。

- 1 劇場等の舞台部(大道具室、小道具室及びならくを含む。)及び客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。
- 2 百貨店等(延べ面積が1,000平方メートル未満の物品販売業を営む店舗を除く。)の売場及び展示場所。ただし、売場及び展示場所に設けられた喫煙所を除く。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災が発生した場合、人命危険の生じるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所での火災発生防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するための必要な火気及び危険物品の持込み等の制限に関する規定である。

2 第1項

不特定多数の者が出入りする場所での喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)の持ち込みを禁止した規定である。

- (1) 「**消防長が指定する場所**」とは、第1号から第3号までに掲げる場所のほか、喫煙、裸火の使用禁止については映画スタジオ又はテレビスタジオのうち、撮影の用途に供する部分、屋内駐車場(自動車に充てんされた燃料を除く。)等があり、危険物品持ち込み禁止については車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(建物内の待合い場所等に限る。)等が第4号に掲げる場所として考えられるが、本項各号に掲げる場所であっても、指定されることによりはじめて規制をうけるものであり、告示において次の場所が指定されている。

ア 劇場等の舞台部(大道具室、小道具室及びならくを含む。)及び客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。

イ 百貨店等(延べ面積が1,000平方メートル未満の物品販売業を営む店舗を除く。)の売場及び展示場所。ただし、売場及び展示場所に設けられた喫煙所を除く。

なお、喫煙、裸火の使用又は危険物品持ち込み禁止場所において、消防長は、業務上やむを得ない場合に当該行為の解除承認を行うことができる。

ここでいう承認は、原則としてそのつど行うものであるが、承認期間は必要最小限とすることはいうまでもない。

- (2) 「**裸火**」とは、酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出している火をいい、これに可燃物が接触することにより燃焼するものをいう。

したがって、たき火、かかり火、炭火などはもちろん、火花を発するもの、ニクロム線の露出したものなども対象とすべきである。

- (3) 「**火災予防上危険な物品**」とは、次に掲げる物品とする。ただし、ビン、缶等に密封された少量のものを除く。

ア 法別表に掲げる危険物

イ 危険物の規制に関する政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類

ウ 一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げる可燃性ガス(爆発限界の下限が10%以下のもの及び

爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの)

エ 火薬類取締法第2条第1項に掲げる火薬類(火薬、爆薬及び火工品)

オ その他危険と認められる物品

(4) 「**特に必要な場合**」とは、次の基準によるものとする。

ア 指定場所全般

小規模な工事のために作業火を使用する場合

イ 劇場等の舞台

(ア) 演劇において火の使用がストーリー上重要な役割を演じ、他の方法をもって容易に替えがたい場合

(イ) 演芸において火を使用する演技が全体の演芸の中心をなす場合

(ウ) 火を使用する見せ物、スポーツ等で通常屋内で行う場合

(エ) 演劇、演芸等の準備のため火を使用するときで、他の方法をもって替えがたく、また、他の場
所で行えない場合

ウ 百貨店、大規模小売店舗及び地下街の売場

(ア) 食料品の製造、加工で通例火をもって煮沸、焼き上げをするものを営業上顧客に展示又は即売
する場合

(イ) 火を使用する暖房器具等を営業上顧客に観覧させる必要がある場合

(ウ) 火の使用を通例とする物品の製造、加工、修理を営業上顧客に観覧させる必要がある場合

エ 展示場

火を使用する展示物を展示するもので、他の方法をもっては、容易に替えがたい場合

(5) 「**火災予防上支障がないと認めたとき**」とは、次の基準によるものとする。

ア 火の使用規模が小であるとき

イ 火の粉が飛散しない火であるとき

ウ 建築物が耐火構造であるとき

エ 火を使用する付近に可燃物が少ないとき

オ 可燃物に防火処理が施されているとき

カ 消火設備を増強したとき

キ 警戒員を常備したとき

ク 収容人員が特定人で少数であるとき

以上掲げる条件の1以上を具備している場合において認めるものとする。

(6) 予防規則第19条に規定する関係者から提出させる資料には、次の事項を記載させるものとする。

ア 関係者の住所、氏名

イ 火を使用する者の住所、職業、氏名(多数のときは、代表者)

ウ 火を使用する場所

エ その場所の構造及び可燃物の状況

オ 使用する火の種類、火気設備・器具の種類及びその規模

カ 使用期間

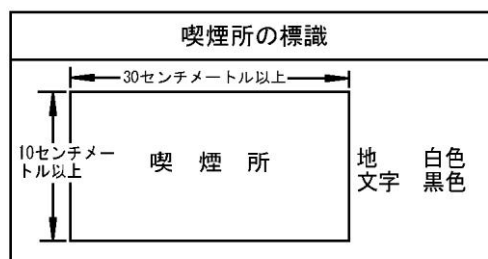
キ 特に必要な理由

ク 火災予防上の処置

ケ 消防用設備等の概要

コ その他参考となる事項

- 3 第2項及び第3項の標識は、条例別表第2及び予防規則別表に掲げるとおりである。
 なお、指定を受ける場所は、暗い場所が多いことから、標識灯等によることが望ましい。
- 4 第4項第1号は、指定場所を有する防火対象物内に「喫煙所」を設けない場合の措置を規定したものである。
- (1) 指定場所を有する防火対象物の出入口等見やすい箇所に当該防火対象物内を禁煙とする旨を表示した標識を設置する他、必要に応じて次に掲げる火災予防上必要な措置を講じるもの。
- ア 防火対象物内を禁煙とする旨の管内放送
 イ 警備員の巡回等による防火対象物内の監視
 ウ 上記ア及びイに掲げる事項の他、防火対象物の使用形態に応じ、火災予防上必要と認める措置
- (2) (1)に示す標識は、特に様式を定めるものではないが、防火対象物の使用形態に応じたもので「禁煙」の文言を含むものとし、次に掲げる例によるものとする。
- ア 「全館禁煙」
 イ 「当劇場は全館禁煙です」
 ウ 「当百貨店は、全面禁煙です。喫煙所は設置しておりません。」
 エ 「当会館は、管内禁煙です。喫煙場所は屋外の〇〇に設置しております。」
- 5 第4項第2号は、禁止されている行為が指定された場所以外で行われることを未然に防止するという観念から設けられた項目である。
- (1) 本条で規定される「喫煙所」とは、指定場所を有する防火対象物の利用者が自由に利用することができ、かつ、当該防火対象物の関係者等により喫煙する場所として管理されている防火対象物内の部分をいうものであり、次に掲げる場所において喫煙する場合は当該場所を「喫煙所」として取り扱わない。
- ア 従業員専用の事務所及び休憩所
 イ 劇場、百貨店等の防火対象物内の飲食店等
 ウ 防火対象物の屋外の部分（出入口の外）、屋上広場等
- (2) 「喫煙所」とは、次によるものとする。
- ア 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料以上の防火性能を有するものとする。
- イ 床の仕上げ材には、じゅうたん、カーペットその他可燃物のものを使用しないこと。
- ウ 喫煙所の表示は、予防規則別表に掲げるとおりで、次のようなものとする。



備考 材料は、木版、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

- 6 第5項は、劇場等に設ける喫煙所の目安を定めたものであり、通行、避難の障害とならない部分に当該場所を設けることとしている。
- 7 第7項は、禁止場所において、禁止されている行為をしようとする者がある場合における関係者の制止義務を規定したものである。

関係者の制止義務は、使用人、従業員等を通して行われるのが一般的であるが、従業員等自身には制止義務は課せられておらず、従業員等が制止を怠った場合、自己の制止義務を従業員等を通して適正に行っていない関係者がこの規定の制約を受ける。

なお、ここでいう「**制止**」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は所定の場所で喫煙等を行うよう告げることであり、実力により行為を阻止するものではない。制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接に又は放送設備等を通して行ってもよい。

(空地及び空家の管理)

第33条 空地の関係者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、空地、空家等からの出火防止を図るため、空地については、枯草の除去等を、空家については侵入防止措置等をそれぞれ所有者等に義務付けたものである。

2 「**空地**」とは、屋外のすべての土地の空間部分のことである。本条は、火災の発生又は延焼の危険が大きい市街地等における空地に枯草等の燃焼のおそれのある物件が放置されている場合に限定して運用するものとする。

したがって、鉄道の軌道敷地内、河川敷、公園は含まれない。しかし、その実態からみて火災予防上必要のあるものは、本条の趣旨から必要な措置を指導することが望ましい。

3 「**枯草等の燃焼のおそれのある物件**」とは、次の(1)から(6)に示すものが考えられる。

- (1) 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
- (2) ダンボール箱等の紙製品
- (3) 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
- (4) 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
- (5) 廃プラスチック
- (6) ゴムくず

4 空地の管理については、その義務を履行させる行政上の手段として、法第3条の規定に基づく屋外における措置命令により担保することができる。

したがって「**火災予防上必要な措置**」とは、本条が消防法第3条の裏がえしに空地の所有者等に枯草の除去を義務付けたものであるから、その義務を履行させる行政上の手段としては消防法第3条第1項各号に掲げる措置が該当する。

なお、空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件については、除去以外の方法として、次に掲げる措置を講じたときは、火災予防上安全な措置を講じたものとみなす。

- (1) 土砂等で埋める。
- (2) ブロック塀（高さ2m以上）等により完全に周囲を囲う。
- (3) 棚を周囲に設け、棚の内側部分について幅5mの可燃物を除去又は土で覆う等の処置を行う。

5 第2項の規定は、空家が出火場所である火災事例が多いことから、放火、火遊び等による火災を防止するため、空家の所有者又は管理者に対して、当該空家にむやみに人が出入りできないよう施錠すること、第一着火物となり易い可燃性の物品を周囲に放置しないこと、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等、空き家における火災を防止する上で必要な措置を講じることを定めたものである。

(1) 「**空家**」とは、一定の期間、継続して使用しない状態におかれた建物をいい、現に人の住んでいない住宅や使用されていない事務所、工場等の建物のほか、居住者が長期にわたって不在の住宅、建替えなどのため取り壊すことになっている建物なども、ここでの「空家」に該当する。

なお、共同住宅の1室が空き部屋となっているような場合には、他の部屋には人が居住しており、当該建物としては使用状態にあるのであれば、ここでいう「空家」には該当しない。

(2) 指導方法

ア 所有者及び管理者が不明の場合

空家に対する指導方法としては、当該建築物の所有者及び管理者等に対し必要な措置を講じさせる必要がある。

しかしながら、建築物の所有者及び管理者が不明（あるいは、その所在が不明）というケースには、火災発生の危険性に応じ、付近住民の協力を得つつ重点的に警戒を行うこと、警察、電力会社、ガス会社等をはじめとする関係機関との連携を密にして必要な協力を得ること等により、出火原因となり得る要素を除去し、当該空家からの出火を防止することが必要である。

イ 所有者及び管理者による是正が図られない場合

空家からの出火防止のための措置については、火災による公共の危険を排除する観点から欠かせないというだけでなく、所有者及び管理者にとっても、その財産を保全するうえで講じるべき当然の事項を内容とするものであるから、所有者及び管理者を十分に指導し、説得して、必要な措置を講じさせるよう努めることが肝要である。

ウ 法第5条防火対象物に対する措置命令との関連

条例第33条第2項は、「火災予防上必要な措置」を要求しており、これを怠っていることにより「防火対象物の管理の状況について火災の予防上必要があると認められる」場合には、法令上は消防法第5条の規定による措置命令の対象となり得る。ただし、この命令は、具体的な火災危険性が迫っている場合に、当該危険の実態を十分に把握したうえで、命令する措置の内容との権衡に配慮し、過大な措置となることのないように行う必要がある。そこで、実際の運用としては、所有者及び管理者への指導等を通じて火災予防上安全な管理を徹底させることにより、火災予防の実を挙げるよう努める必要がある。

(たき火)

第34条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、可燃性の物品その他の可燃物の近くでのたき火の禁止及びたき火をする際の必要な措置を規定したものである。

なお本条は、平常時の気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定であり、後述する第38条は、異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である

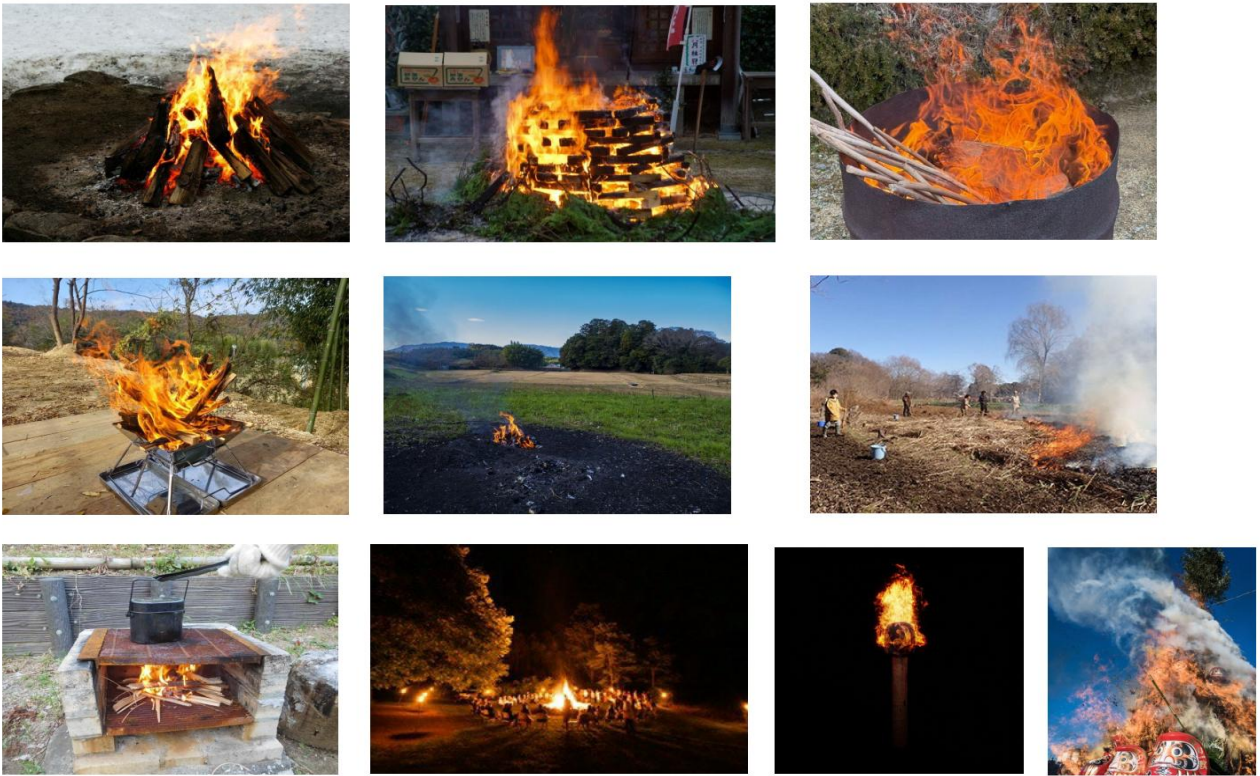
2 第1項

(1) 消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいうとされており、火災予防上の危険性に鑑みて、各種規制の対象となっている。

このため、火を使用する設備器具を用いない場合のほか、これらの設備器具を用いる場合であっても、その本来の使用方法によらない場合や、林野火災予防上の危険性の観点から、火を使用する設備器具を用いないで火をたく形態一般と同視し得る場合（例えば、こうした行為と形態が類似しており、こうした行為と同視し得る程度に炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など）にも、たき火に該当するものと考えられる。

最終的には、個別具体的な判断が必要となるが、大まかには以下のような整理が考えられる。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



(2) 「可燃性の物品」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性の物品並びに建築物、工作物の可燃性の部分をいう。

引火性の物品とは、常温又は過熱により可燃性ガス又は蒸気を発生する物品をいう（法別表第1に掲げる第4類の危険物、条例別表第3に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類）。

爆発性物品とは、過熱により分解爆発するもの及び燃烧速度がきわめて早く、瞬時に燃烧するもの（空气中に散乱し、浮遊する可燃性の固体微粒子を含む。）

(3) 「**火災予防上必要な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。

- ア 消火準備を行うこと。
- イ 一度に燃やさず、少しずつ焼却すること。
- ウ その場をはなれないこと。
- エ 終われば、確実に消火すること。
- オ 風の強い日には、行わないこと。

(がん具用煙火)

第35条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、一定の場所におけるがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵、取扱いについて規定したものである。

1 第1項

(1) 「**がん具用煙火**」とは、がん具として用いられる煙火、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則第1条の5で規定するものをいい、本条の第1項及び第2項は火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量（火薬又は爆薬の合計が25kg、ただし、クラッカーボールにあっては5kg）以下のがん具用煙火について適用する。

なお、社団法人日本煙火協会が自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、安全基準等に適合していることを証する表示（図1参照）及び合格を証する表示（図2参照）が付されている。



型式承認マーク（予備検査）で「基準検査」と「安全検査」に適合している証



随時行う抜取検査（本検査）で「基準検査」と「安全検査」に適合している証

図1 規格証

図2 合格証

この検査は、日本煙火協会がん具煙火検査所で行っており、検査内容は、次のとおりである。

- ア 火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」
- イ 花火の構造、燃焼現象や使い方の表示の確認テストをするとともに、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」

(2) 「**火災予防上支障のある場所**」とは、がん具用煙火の種類により異なる場合もあるが、おおむね次に掲げるような場所をいう。

- ア 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス等引火爆発の危険がある物品及び可燃物等がある付近の場所
- イ 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所、家屋の密集した場所及び交通の頻繁な路上等
- ウ 強風注意報等が発令されている区域

2 第2項

「炎、火花又は高温体との接近」の防止措置とは、次の例によること。

- (1) がん具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しない。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか、又は不燃材料等で区画する。
- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止する。
- (4) 裸電球等の発熱体との接近を避ける。

3 第3項

第3項は、火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用する。これは、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火についての安全措置規定である。

なお、同一フロア内で複数か所により、がん具用煙火を販売する場合は、各売り場の相互間距離が10m以上である場合に限り、数量を合算しない。

- (1) 「**不燃性の容器**」には、難燃性の容器は含まれないものであること。
- (2) 「**防災処理を施した覆い**」は、原則として法第8条の3第1項に規定する防災性能を有するものであること。

(化学実験室等)

第36条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第39条、第41条第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第43条第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

化学実験室等においては実験、研究のため種々の危険物等の実験材料が取り扱われ、特に危険物等の格納方法が雑然としていること、実験室等の管理が行き届きにくいこと等の例が多く見られ、そのため危険物等の取扱い中に爆発、火災を引き起こした災害例が少なくないので、火災予防上特に必要とする措置として守られるべき事項を総括的に定めたものである。

例えば、パラフィンのオイルバスを使用して加熱実験等を行う場合、パラフィンのような物品は、一定の温度以上に加熱することにより可燃性の蒸気を発生するため、火災予防上きわめて危険なものといえる。

したがって、このような物品を一定の温度以上に加熱する場合においては、火粉の飛散、火炎の伸長等引火の誘引をなすことを極力防止するとともに、加熱されている物品そのものがあふれて直接火と接触することを防ぐ措置が講じられなければならない。

- 2 「**化学実験室**」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。

「**これに類する物品**」とは、条例別表第3に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発生物質及び他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。

- 3 「**火災予防上必要な措置**」とは、次の(1)から(7)までに示すことをいう。

- (1) 取扱位置は第26条第1項第1号及び第3号から第5号までの例によること。
- (2) 加熱の状況によっては第2条第2項第5号の例によること。
- (3) 適切な消火の準備をすること。
- (4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法等を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に周知徹底を図ること。
- (5) 実験室等には、作業に必要な最小限度の危険物等を小出し容器等で取り扱うほか、不必要な危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 作業終了後は危険物等の後始末を確実にいき、容器の密栓状態を確認すること。
- (7) 実験室等には、危険物等の貯蔵、取扱いに関する注意事項を記載した掲示板等を提示すること。

(作業中の防火管理)

第37条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生させる作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は^{びょう}鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近において行ってはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。第71条及び第72条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、可燃物の近くにおいて、火災が伸長し、又は火花が飛散するような火災の発生のおそれのある作業等を行うことを禁止したものである。
 なお、「新築工事中の防火対象物の防火安全対策について」(昭和48年10月17日付け消防予第139号消防庁予防課長、消防安第40号安全救急課長通知)及び「工事中の防火対象物に関する消防計画について」(昭和52年10月24日付け消防予第204号消防庁予防救急課長通知)により本条の趣旨を徹底させ、火災予防を確立する必要がある。

○新築工事中の防火対象物の防火安全対策について（通知）（抜すい）

（昭和48年10月17日 消防予第139号 消防安第40号各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長、安全救急課長）

- 1 新築工事中の大規模な防火対象物の防火管理体制を確保するため、工事施工責任者に各分担工事者ごとに防火に関する責任者を定めさせるとともに、これを統括する責任者を定めさせ、火災の発生の防止、火災の発見、消火、通報、避難等に関して消防法（以下「法」という。）第8条第1項の規定に準じて実効ある消防計画を作成するよう指導すること。
また、消防計画の作成にあたっては、特に工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項、溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項及び喫煙その他火気の管理に関する事項並びに火災発生時において当該建物内で作業中の者全員に対する連絡避難に関する事項及び消防機関への通報に関する事項について関係者の任務分担を明確にし、その内容を関係者に周知徹底させること。
- 2 当該防火対象物にかかる工事（消防用設備等の工事を含む。）の完了前においては、装飾物品、商品等の可燃物の搬入を禁止し、やむをえず搬入する場合にあつては、工事施工責任者に当該搬入について責任を有する者と防火管理について協議を行わせ、1に準じた措置を講じさせるとともに、少なくとも当該搬入を行う部分における消防用設備等を完備させ、常時作動するよう維持管理させること。
- 3 その他消防機関は、法第4条の規定に基づき、工事中においても随時当該防火対象物に立入調査し、1及び2に関する指導及びその実施状況の把握その他火災予防上必要な措置を講ずること。

○工事中の防火対象物に関する消防計画について（通知）（抜すい）

（昭和52年10月24日 消防予第204号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長）

消防計画の内容とすべき図面又は事項

- 1 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置等の各階平面図
- 2 廊下、階段、出入口その他の避難施設等及び消防用設備等ごとの工事期間、機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類及び箇所、工事に伴う火気使用の有無、使用する火気の使用場所、種類及び使用機関、工事の施工中に持ち込む資材及び機械器具の種類、量、推積方法及び持ち込み期間並びに工事に係る部分の工事完了後の状況
- 3 工事施行中における使用部分及びその用途、工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等に係る代替措置の概要、使用する火気の管理の方法、持ち込む資材及び機械器具の管理の方法その他防火上又は避難上の措置

2 第1項

第1項における規制対象は、火炎が伸長する作業又は火花が飛散する作業である。家庭で行う一時的な行為等は、これには該当しない。つまり、作業所や工事現場において行う一定の事業目的にしたがって反復継続する一連の作業が対象である。

- (1) 「火花を発生させる作業」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。
- (2) 「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。

- (3) 「**可燃性の物品**」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性のもの（建築物等の可燃性の部分を除く。）をいう。

3 第2項

最近の火災事例等にかんがみ、自動車の解体作業における安全管理の徹底を図るために、規定したものである。

- (1) 「**燃料等の可燃性物品**」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいう。
- (2) 燃料等の「**適切な管理**」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。

4 第3項

- (1) 「**その他火災予防上必要な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。
- ア 作業開始前に周囲の安全を確認し、必要に応じ清掃等を実施する。
 - イ 監視人を置く。
 - ウ 消火の準備をする。
 - エ 作業終了後は周辺の後始末を徹底し、火災危険の有無について点検を行う。
- (2) 溶接作業等を行う場合に、火花の飛散等による火災の発生を防止を図るため、消防法施行令第4条の3第4項に規定する防災性能を有する工事用シートを用いることが有効である。

切断用酸素の圧力



5 第4項

この規定は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを発生する作業を行う場合の規制であって、十分な換気、除じんを行うこと、又は火気の使用を禁止すること等の措置を講じ、更に作業中の監視及び作業終了後の異常の有無の確認を行うことを義務付けたものである。

- (1) 「**可燃性の蒸気若しくはガス**」とは、都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の30%以上であるものをいう。
- (2) 「**可燃性の粉じん**」とは、可燃性粉じん、爆発性粉じん、導電性粉じん、易燃性繊維等をいう。
- 例 木炭、皮革粉、小麦粉、澱粉、砂糖、樹脂粉、ナフタリン、石鹼、コルク、石炭、鉄粉、たばこ、紙、綿、ゴム等の可燃性(爆発性)粉じん
- (3) 「**換気**」とは、強制換気装置又はその他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限界値を30%未満にすることを原則とする。
- (4) 「**除じん**」は、次の方法により行うものとする。

ア 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発（燃焼）のおそれがないよう有効に除じんすること。

イ 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。

(5) 「**火災予防上必要な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 作業の開始前に周囲の安全確認及び必要な措置

イ 周囲の可燃物の除去

ウ 点火源となる可燃性のある原因の排除

エ 監視人の設置

オ 作業中における関係者以外の者の出入りの禁止

6 第5項

(1) 「**作業現場**」とは、本条第1項でいう作業を行う場所に限らず、あらゆる作業現場をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容に火災発生危険がなく、周囲にも可燃物のない作業は除くものとする。

(2) 「**火災予防上安全な場所**」とは、次のアからウに掲げる場所をいい、当該場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を施すこと。

ア 周囲に可燃物がない場所

イ 適当な広さを有する場所

ウ 付近で危険作業が行われていない場所

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

【予防規則】

(火災に関する警報)

第27条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）に関し、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

(1) 実効湿度60パーセント以下、最小湿度35パーセント以下で、風速毎秒8メートル以上又は8メートル以上となる見込みのとき。

(2) 風速毎秒12メートル以上又は12メートル以上となる見込みのとき。

2 市長は、法第22条第3項の規定により発した火災警報を伝達するため、あらかじめ協定して、必要な

【解釈及び運用】

- 1 本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、条例第34条に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中にある場合は、本条が優先適用される。また、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。
なお、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則（30万円以下の罰金又は拘留）が適用される。
- 2 「**火災に関する警報**」とは、法第22条第3項の規定に基づき、市長から事務の委任を受けた消防長が発するものである。この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防上危険であるとして、気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から、知事を通じて通報があったとき、又は市長が気象の状況からみて火災予防上危険であると認めたときに発令される（同条第1項から第3項まで）、発令の条件については、本市の場合、予防規則第27条に規定されている。
- 3 気象業務法に定めるところにより、都道府県の機関を通じて市町村に対し、気象官署から気象注意報等が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは法律上別のものである。したがって、乾燥注意報、強風注意報が発せられた場合においても、法第22条第3項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。
- 4 法第23条は、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるが、本条は火災警報発令中において、屋内における裸火の使用から屋外における火入れ等に至るまで、多岐にわたっており、火災の出火源となり易い危険性のある火の使用を制限している。
- 5 第1号の「**火入れ**」とは、森林法第21条第1項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。
- 6 第2号の「**煙火**」は、がん具用煙火も含む。
- 7 第3号及び第4号の「**屋外**」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 8 第3号の「**火遊び**」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- 9 第3号の「**たき火**」については、第34条の【解釈及び運用】2(1)を参照のこと。
- 10 第6号の「**残火**」及び「**取灰**」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。

【解説】

- 1 本章は、第9条の2の規定に基づき、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準等について規定したものである。
- 2 法第9条の2は、第1項で住宅用防災機器を設置及び維持を義務化し、第2項で住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項については、市町村条例で定めるところにより行うことと規定している。
- 3 消防法の改正（法第9条の2の改正、平成16年6月2日公布）に至る経緯については、全国の住宅火災の状況において、次のような状況になったことから、平成15年の消防審議会（総務省消防庁の諮問機関）が「法制度化の導入を図ることが必要」と答申し、法改正に至ったものである。
 - (1) 死者数（放火自殺者等を除く。）の急増、平成15年には17年ぶりに死者が千人を超えた。
 - (2) 死者のうち65歳以上の高齢者が5割以上を占めた。
 - (3) 今後の高齢化の進展を受けさらに増加するおそれがある。

(住宅用防災機器)

第38条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第38条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

【解釈及び運用】

- 1 「関係者」とは、法第9条の2第1項中の「関係者」と同様、法第2条第4号に定義されている、「所有者、管理者又は占有者」を指すもので、例えば、自己所有の家屋の居住者は、その家屋の所有権、管理権及び占有権を併せ有し、借家については、家主が所有権を有し、借家人が管理権及び占有権を有することがほとんどである。
- 2 「住宅用防災機器」とは、政令第5条の6において「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」と規定されているが、現在のところ、住宅用火災警報器及び住宅用自動火災報知設備を指すものである。
- 3 「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」とは、総務省消防庁が、内閣法制局に住宅用火災警報器、住宅用火災報知設備という用語で政令案を提出した結果、内閣法制局の審査では、法第9条の2で、住宅用防災機器と表現していることから、住宅用火災警報器に「防災」の用語を入れる必要があるとされ、「住宅用火災警報器」⇒「住宅用防災警報器」に「住宅用自動火災報知設備」⇒「住宅用防災報知設備」と規定された。

同様な例として、道路交通法等では、法令用語として、「シートベルト」が「座席ベルト」に、「チャイルドシート」が「幼児用補助装置」にされていて、警察部局では、広報する上では法令用

語でなく、慣れ親しんだ用語を使用している。

このことから、法令用語の使用は必要最小限として、市民に説明する場合などでは、住宅用火災警報器、住宅用自動火災報知設備、あるいは、ふたつをまとめて火災警報器という用語を使用している。

- 4 このほか、本章において、住宅における火災の予防のために必要な事項として、市民に対して努力義務を課している。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第38条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(6)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下の条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
- (5) 前4号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

- 2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

- 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

| 住宅の部分 | 住宅用防災警報器の種別 |
|----------------------------------|--|
| 第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分 | 光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の |

| | |
|------------------|---|
| | 規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。） |
| 第1項第5号アに掲げる住宅の部分 | イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器 |

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を規定しているもので、設置期限については、新築住宅は平成18年6月からすでに義務となっており、既存住宅にあつては平成23年5月31日までに設置しなければならない。品質を保証するものには日本消防検定協会の検査（「鑑定」、平成25年4月1日から「品質評価」）に合格した製品にNSマークが貼付され、購入の目安となっていた。しかし、消防法施行令の一部改正により、平成26年4月1日から住宅用火災警報器が検定の対象となったことを受け、下記の検定合格表示が付された製品が検定合格品として販売、設置されている。NSマークが表示されている住宅用防災警報器については、検定品と同等の性能を有するとして平成31年3月31日まではその販売が認められていた。（販売終了後も使用は可能である。）



NSマーク



検定合格表示

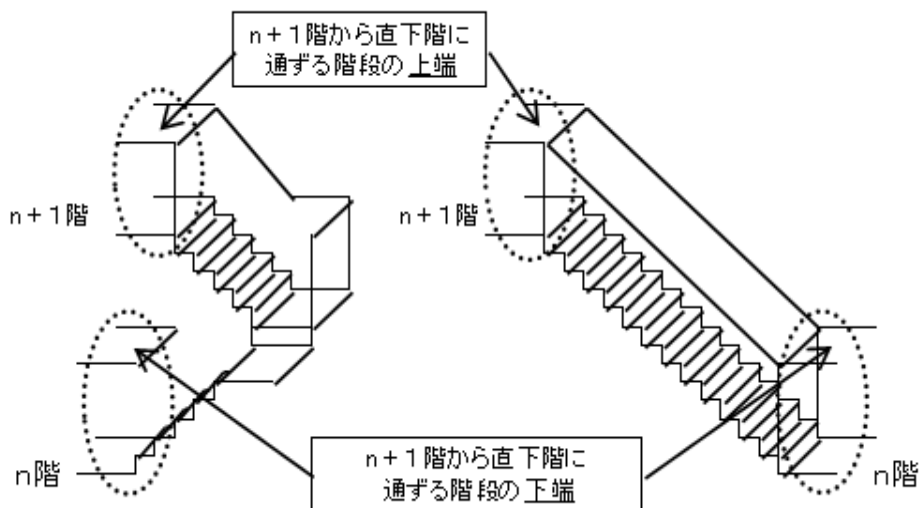
(1) 第1項第1号中「**就寝の用に供する居室**」とは、いわゆる「**寝室**」を意味しており、普段就寝に使われている部屋のことをいいます。「**子供部屋**」や、日中は「**居間**」として使用していても、夜間にその場所で就寝する場合は「**寝室**」に含まれます。ただし、来客が一時的に就寝するような「**客間**」は除かれます。また、季節により就寝する部屋を変えている場合は、その時に就寝場所としている部屋が「**寝室**」となる。

「**建築基準法第2条第4号に規定する居室**」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これに類する目的のため継続的に使用する室をいう。

(2) 第1項第2号中「**直下階に通ずる階段の上端**」とは、基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいいます。ただし、階段が吹き抜けの階段で、設置基準に従い設置できない場合又は階段の踊り場等の天井等に設置が困難な場合は、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置します。例えば、その階段に通ずる直近の廊下の天井部分や、その階段の最上階の天井等が考えられる。

(3) 第1項第3号中「**直上階から通ずる階段の下端**」とは、基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。

【階段の概念】

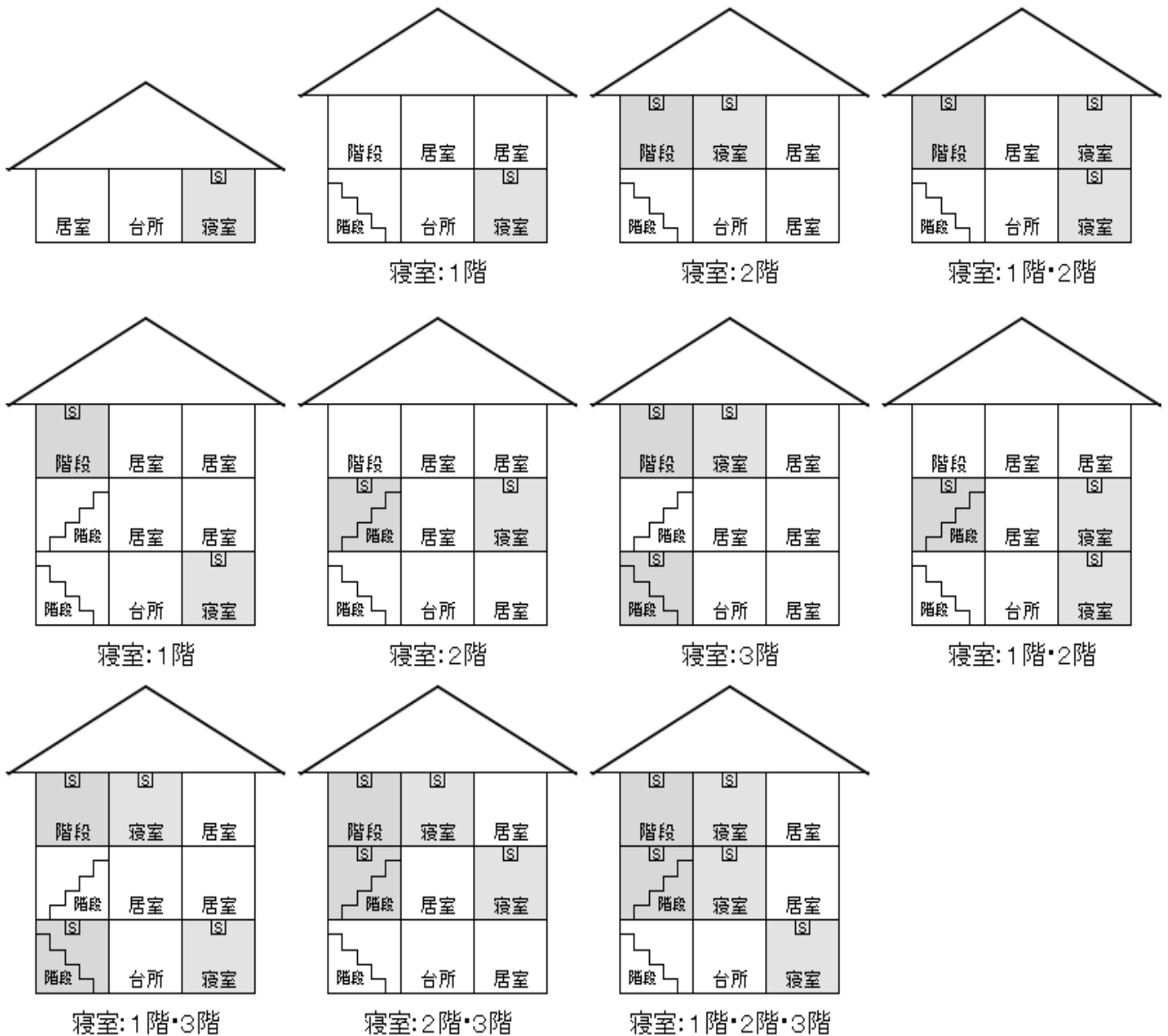


(4) 第1項第5号中「**床面積が7平方メートル以上である居室**」とは、おおむね四畳半以上の広さの部屋が該当します。(1畳：約1.65㎡、4.5畳：約7.425㎡)

住宅用火災警報器を設置する必要のない階でこの項で規定する居室が5室以上ある階の廊下に設置が必要となる。

(5) 第1項第5号ウ中「**当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端**」とは、当該階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。

2 具体的な設置例（1から3階建て）



(1) 住宅の用途に供されているものがすべて対象となるので、戸建ての専用住宅、店舗併用住宅の住宅部分、また、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分が対象となる。

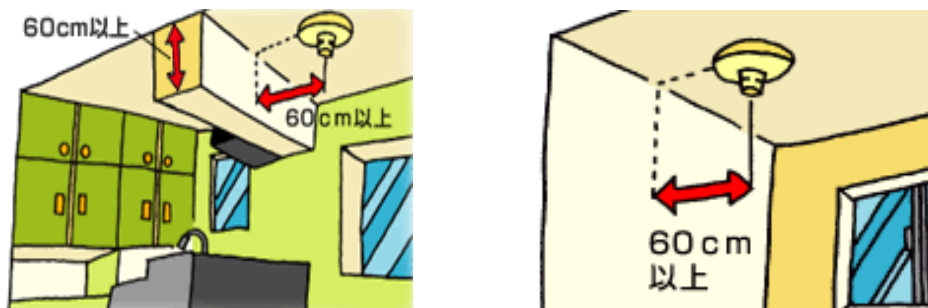
(2) 共同住宅は、それぞれの個人の住宅内のみが対象となり、共用部分である廊下、階段、エレベーターホール、機械室、管理事務所等については設置する必要はない。

- (3) 設置する住宅用火災警報器の種別については、消防法の規定により設置された自動火災報知設備は、火災を建物全体へ報知するものであり、また、設置されている建築物等の規模では、最低でも消火器が義務設置となっていて、早期に初期消火するための器具が備えられている。一方、住宅用火災警報器はその住宅にいる人にいち早く火災を知らせ、避難させるためのものであるため、火災の発生を早く感知できる、煙感知器を設置することが有効と判断される。
- (4) 3階建ての住宅の場合で、1階のみに寝室がある場合に限り、3階からの出火について早く感知できるよう最上階の階段に設置することとなっている。

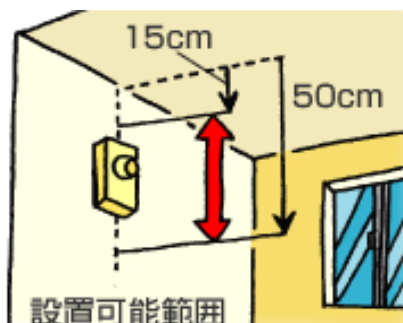
3 第2項

住宅用火災警報器等の設置例

- (1) 天井に取り付ける場合は、壁面・はりから60cm以上離れた位置に取り付ける。



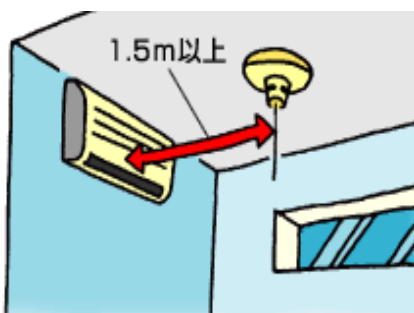
- (2) 壁面に取り付ける場合は、天井から15cm～50cm以内に火災警報器の中心がくる位置に取り付ける。



4 第3項

住宅用火災警報器等の設置例

- (1) 換気扇やエアコンなどの吹き出し口付近は、1.5m以上離して取り付ける。



- (2) その他

ア 台所に設置する場合は、通常の調理において煙又は湯気などが直接かかる場所は避ける。

イ 幅員が120cm未満の階段や廊下で天井に設置する場合、距離が確保できないときは、その中央部分に設置しても差し支えなく、壁面に設置することも可能である。

ウ いわゆるワンルームマンションに設置する場合は、居室内に設置すればよい。

5 第4項

- (1) 第4項表中「**光電式**」とは、内部に光源と受光素子が、遮光板を挟んで直接見えないように取り付けられていて、警報器内に火災の煙が入ってくると、数秒おきに点滅している光源の光が煙に乱反射されるので、この光を受光素子で検出し作動する。
- (2) 第4項表中「**イオン化式**」とは、イオン化式は、内部にアメリシウム241という極めて微弱な放射性物質が入っていて、常に警報器内の空気を電離している。電離状態となった空気は、直流電圧のかかった一対の電極の間にイオン電流を発生しており、警報器内に火災の煙が入ると、空気の電離状態が弱められてしまうので、これをイオン電流の減少として検出し作動します。イオン化式住宅用火災警報器は、国内では製造されておらず、鑑定合格品もありませんが、海外では安価で販売されており、インターネット販売等で入手が可能である。

なお、イオン化式は、火災警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（平成17年6月1日施行）の改正により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要があるとされている。

6 第6項

- (1) 第6項第2号中「**正常に電力を供給**」とは、通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないことから、非常電源の附置は必要としない。
- (2) 第6項第3号中「**分電盤との間に開閉器**」とは、分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当しません。
なお、開閉器とは、通常のスイッチ等を想定していない。
- (3) 第6項第5号中「**自動試験機能**」とは、機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置で、最大168時間（7日間）以内ごとに感知器を自動で試験し、異常時には、72時間（3日間）以上点滅表示又は音響等により知らせるものである。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第38条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

| 住宅の部分 | 感知器の種別 |
|------------------------------------|---|
| 前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分 | 光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。） |
| 前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分 | イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。） 又は光電式スポット型感知器 |

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災報知設備は、前4項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
 - (2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。
 - (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
 - (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。
 - ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。
 - イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
 - (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
 - (6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同条同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

【解釈及び運用】

1 第5項

- (1) 第5項第1号中「**住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる**」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいう。なお、この場合は、就寝している者に確実に報知できるよう配慮する必要がある。
- (2) 第5項第2号中「**補助警報装置**」とは、住宅用自動火災報知設備の受信機から発せられた信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置のことである。

(設置の免除)

第38条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (6) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (7) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

【解釈及び運用】

1 第1項

本条は、前3条の規定にかかわらず、各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分については住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を配置しないことができる免除規定である。

- (1) 第1項第3号中「**共同住宅用スプリンクラー設備**」とは、既に設置されている「共同住宅の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日消防予第220号）に定める共同住宅用スプリンクラー設備も含む。
- (2) 第1項第4号中「**共同住宅用自動火災報知設備**」とは、既に設置されている「共同住宅の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日消防予第220号）に定める共同住宅用自動火災報知設備も含む。
- (3) 第1項第5号中「**住戸用自動火災報知設備**」とは、既に設置されている「共同住宅の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日消防予第220号）に定める住戸用自動火災報知設備も含む。

複合用途防火対象物などの住宅部分に、政令第21条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器が設置されていれば、設置の必要はない。また、この場合、地区音響装置は省令第24条の基準で住宅の用途部分も含まれていれば、住宅部分に受信機が設置されていなくても差し支えはない。

- (4) 第1項第6号中「**特定小規模施設用自動火災報知設備**」には消防庁予防課長通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について（消防予第83号平成30年3月15日）」に基づき、令32条の規定を適用し、受信機を設けずに設置された特定小規模施設用自動火災報知設備を含まれる。
- (5) 第1項第7号中「**複合型居住施設用自動火災報知設備**」とは、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）」に定める共同住宅の一部に社会福祉施設が入居した建物に設置することができる自動火災報知設備のことである。

複合用途防火対象物などの住宅部分に、令21条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器が設置されていれば、設置の必要はない。また、この場合、地区音響装置が規則第24条の基準で住宅の用途部分も含まれていれば、住宅部分に受信機が設置されていなくても差し支えない。

（基準の特例）

第38条の6 第38条の2から第38条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

「**消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとき**」とは、「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成17年1月25日消防予第17号消防安第32号）に定める基準に適合した住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合のことである。ただし、当該機器等の有効範囲の住宅の部分に限り、また、当該機器等の有効期限内に限る。

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第38条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第2章の3 林野火災の予防

【解説】

- 1 本章は、林野火災に関する注意報や林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるために規定したものである。
- 2 火災予防条例の改正に至る経緯については、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」をとりまとめ、この報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、条例改正に至ったものである。

(林野火災に関する注意報)

- 第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
 - 3 市長は林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

【予防規則】

(林野火災に関する注意報)

- 第27条の2 条例第38条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報に関し、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。
- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
 - (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

【解釈及び運用】

- 1 本条は、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、林野火災に関する注意報を発することを規定したものであり、注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第38条各号に定める火の使用制限に従うよう努めなければならないとしたものである。
また、火の使用制限の努力義務の対象区域を指定することができるものとしたものである。
- 2 「**林野火災に関する注意報**」とは、市長から事務の委任を受けた消防長が発するものである。この注意報は、雨量（合計降水量）及び湿度（乾燥注意報の発表）から林野火災の予防上注意を要すると認められた時に発令される。発令の条件については、本市の場合、予防規則第27条の2に規定されている。
- 3 第2項の「**市の区域内**」とは、気象の発表と同じように、「田辺市田辺」・「田辺市龍神」・「田辺市中辺路」・「田辺市大塔」・「田辺市本宮」に分けたものをいう。
- 4 第3項の「**対象となる区域**」とは、第2号の「市の区域内」と同じように分けたものであり、対象は市の区域内全域とする。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、法第22条の火災警報のうち、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、林野火災警報を発し、第38条各号に定める火の使用制限の対象となる区域を指定することができるとしたものである。
- 2 林野火災警報の発令基準は、前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下に加え、強風注意報が発表されているときである。
- 3 「**対象となる区域**」とは、第38条の8第3項と同様のことをいう。

第3章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

【解説】

1 本章は、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

2 科学、技術の進歩及び社会の発展に伴い、火災危険のある物品の生産及び使用は著しく増大し、これに伴う火災もまた増加の一途をたどっている。これらの物品の火災危険は、他の物品に比べ特に大きいので、これらの物品による火災を未然に防止するため、所要の規制を加える必要がある。

そこで火災危険のある物品のうち、発火性又は引火性の大きな危険物については、法及びこれに基づく危険物政令においてその品名と品名ごとの一定の数量（指定数量）を指定し、この数量以上の危険物につき、法第3章並びに危険物政令及び危険物省令によって、その製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びにその貯蔵及び取扱いについて規制が加えられている。

ところが、この規制は、いずれも（運搬の基準は別として）指定数量以上の数量を貯蔵し、又は取り扱う場合に限られ、指定数量未満の危険物及び火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となるもの（指定可燃物）については、その規制の範囲には含まれていない。しかし、これらの物品についても、火災予防上放置することはできないものであるので、法第9条の4により、法第3章と切り離れた規制を行うものとし、その細部の規制については、すべて市町村の火災予防条例にゆだねられているものである。

なお、指定可燃物については、昭和63年の法改正による危険物の範囲の見直しに伴い、従来の特殊可燃物及び準危険物の一部等を統合整理したものである。

また、指定可燃物は数量を含んだ概念であって、危険物政令別表第4の数量欄に定める数量以上のもののみが、指定可燃物に該当するものである。

3 本章の規定を、法第3章における危険物の規制の例に対応させながら説明すると、次のとおりである。

(1) 規制の主体は、市町村であり、消防本部及び消防署の設置の有無を問わない。この点で、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域においては、都道府県知事はその規制を行っている指定数量以上の危険物製造所等の場合とは異なっている。

(2) 規制の内容は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物の「貯蔵及び取扱い」に関する技術上の基準である。

したがって、これらの物品を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設に特に着眼し、これに対して行う格別の規制は規定されていない。この点において、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めるのみならず、さらに製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備を厳格な技術上の基準によるものとし、かつ、その施設の設置又は変更について、市町村長の許可を必要としている指定数量以上の危険物の場合に比べて、その規制の実体は、かなり緩やかである。

しかし、これは、建築物の位置、構造、設備等に関する他の関係法令の適用を妨げるものではないから、当該施設の用途、規模等に応じて建築基準法等により規制を受け、また、その消防用設備等については、別途消防法令（法、政令、省令及び告示）の規制を受ける場合があることはいうまでもない。

なお、指定可燃物の運搬については、法第3章の解釈として、運搬は取扱いに含まれないこととなっているので、本章では運搬については規制を及ぼしていない。もっとも、指定数量未満の危険物については、危険物政令自体の運搬の基準が適用されるものである。

また、第79条においては、一定数量以上の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いを行うに当たっては、あらかじめ行為者は、その旨を所轄消防署長に届け出ることとなっているが、これは法第9条の4の規定に基づくものではなく、一般の自治事務条例としての性格を有するものであることは前述したとおりである。

- (3) 本章は、指定数量未満の危険物又は一定数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合一般に適用されるものであり、その行為が業務として見なされるものであるか否かを問わない。

なお、本章の規制の対象となる物品のうち、火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定との関係から、その限度で、本章の各規定が適用されないことに注意すべきである。

- (4) 本章の規定については、指定数量以上の危険物の規制の場合と異なり、これらの行為に関する保安上の監督責任者として、法第13条に規定する危険物取扱者のような格別の資格要件を備えた者を置くことを要求していない。

- (5) 本章の規定の違反者に対しては、第7章において罰則が適用される。これは、法第46条の規定に基づくものであって、条例に規定する唯一の罰則である。

指定数量以上の危険物の規制の場合には、施設に関する規制について、改善命令又は使用停止命令によって是正の機会を与え、それが履行されない場合に罰則を適用するという手順がとられるようになっているが、本章の違反の場合には、危険物の規制の場合における法第10条第3項の規定に違反した者に対する場合と同様に、直ちに罰則が適用される仕組みになっている。もっとも、運用上の観点からいえば、違反事実があるからといって、直ちに罰則の適用を考えるよりも、それ以前に十分かつ強力な行政指導によって違反事実の解消を図ることが必要であることはいうまでもない。特に指定数量未満の危険物及び指定可燃物については、一定の基準に従った施設又は設備によって取り扱うことを規定している場合があるので、それらの施設又は設備を基準に適合させるためには、指導を十分に行うことが望ましい。

なお、罰則の詳細については、第7章の説明に譲る。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第39条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずること。

【解釈及び運用】

本節（第39条から第49条まで）は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について規定するものである。

1 危険物の条例規制の考え方

指定数量以上の危険物規制については、法第3章の規定に基づき、その技術上の基準は、危険物政令、危険物省令に定められており、危険物を製造する施設、貯蔵する施設、取り扱う施設ごとに、その形態に応じ、明確に技術上の基準が定められている。すなわち、指定数量以上の危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場合は、まずその施設ごとの位置、構造及び設備の技術上の基準を満足する必要がある。これを「対象規制」という。

当然、製造する施設で貯蔵はできないし、取り扱う施設で製造や貯蔵はできないこととなる。これとは対照的に、指定数量未満の危険物の規制の考え方は、指定数量未満の危険物の貯蔵や取扱いを行う場合は、本節で定める技術上の基準を満足して行う必要があるという規制になる。これを「行為規制」という。

このため、指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱いの区別は明確でなく、貯蔵と取扱いの行為を場合によっては、同じ場所などで行うことも可能となる。

2 第1号

「**みだりに火気を使用しない**」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

3 第2号

「**不必要な物件**」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理すること。

4 第3号

「**必要な措置**」とは、危険物の貯蔵、取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けするときの受け皿の設置等及びこれらの適正な管理等をいうものであること。

5 第4号

「**容器**」とは、危険物の品名及び危険等級（危険物省令第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危険物省令別表第3（固体用のもの）又は第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器又はこれと同等以上の強度等を有するものであること。

6 第5号

「**みだりに**」とは、必要以上という意味であり、また「**粗暴な行為**」については、貯蔵、取扱いの状況に応じ、具体的な行為ごとに常識的に見て、火災予防上安全が期待できない行為である場合をいう。

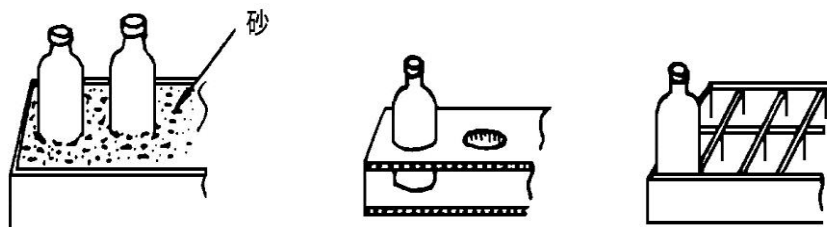
特に、第1類の危険物及び第5類の危険物にあっては衝撃を加えないこと、第4類の危険物にあっては転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器にあっては特に粗暴な行為を禁止すること等について、十分な指導をすること。

7 第6号

「**必要な措置**」とは、容器の大きさ、形状、危険物の性質等に応じて、次に掲げる措置をいうもので

あること。

- (1) 戸棚によって貯蔵する場合は、次によること。
 - ア 扉は原則として、引き違いのものとする。
 - イ 棚は、奥行きの深いものを用いること。
 - ウ 戸棚は、壁、床等に固定すること。
- (2) 扉のない棚によって貯蔵する場合は、(1)イ及びウによるほか、次によること。
 - ア 棚には、落下防止のための金属、木材等の柵を設けること。この場合の柵は、できるだけたるみのないパイプ、針金、木摺等を用いること。
 - イ 柵の高さは、容器の大きさ、形状等を考慮し、落下しないと認められる高さとする。
- (3) 危険性の大きい危険物は、次のようなすべり止めの措置を講じること。



- (4) 原則として、接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められるときは、この限りでない。
- (5) 他の物体が落下するおそれのある場所に、容器を置かないこと。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第40条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第47条までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解釈及び運用】

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵・取扱形態に応じて、第41条から第47条までに規定する所定の措置を講じることが義務付けられているものである。

1 指定数量以上の危険物は、法第10条第1項（ただし書を除く。）の規定により、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

しかも、製造所、貯蔵所又は取扱所における危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危険物政令において、詳細な規定が設けられており、この基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うことを義務付けている。このうち、貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、危険物自体の性質に由来する規制であり、施設の大小（危険物の数量の多少）にあまり関係ないことから、その数量が指定数量未満の場合であっても、少なくとも指定数量の5分の1程度に達すれば、指定数量以上の場合とほぼ同様の基準によるのが適当であると考えられる。

このことから、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、おおむね危険物政令第4章の基準に準じて規定されている。

これにより、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所とにおける危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、技術的内容においてさほど差異がないものとなっている。

2 少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲及び数量算定

少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲については、原則として同一の建築物、不燃材料等で区画された室又は容器、タンクその他の設備においてする一連の貯蔵、取扱いの場所を一の少量危険物取扱所とする。また、危険物の取扱数量の算定は、当該場所における1日の貯蔵量又は取扱量のいずれか大なるものをもって行うものとする。

なお、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が次の条件のいずれかに適合して建築物内に設置される場合には、当該場所を一の貯蔵・取扱場所として差し支えないものであること。

これにより、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所が存する場合も考えられる。また、危険物政令第19条第2項のボイラーや油圧装置に係る一般取扱所と同一の建築物内に設けられることもあり得る。

- (1) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等を除く。）の周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（防火戸（建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。））が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。この場合の屋内空地の減免は、当該壁等に面する部分に限られるものであること。

なお、屋内空地については、危険物政令第9条第1項第2号の保有空地と異なり、他の少量危険物取扱所と共有することは認められないものであること。

したがって、一の建築物内に隣接して少量危険物取扱所を設置する場合の相互間には、6m以上の屋内空地が必要となる。

- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が入り口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床、壁及び屋根（上階がある場合には、上階の床）で他の部分と区画されていること。区画を貫通する換気設備、蒸気排出設備、それらのダクト等は原則認めない。ただし、全方向が他用途部分であり、設置する場所がない場合は、防火ダンパーを設置して認めて差し支えない。

3 建築物内に設置する少量危険物（タンクを除く。）の貯蔵、取扱場所の具体的な範囲は、次のとおりである。

- (1) 指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）が複数存在する貯蔵、取扱場所一連の貯蔵、取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保しているか、又は不燃材料で区画されていれば、少量危険物取扱所としなくても差し支えない（図1、2参照）。

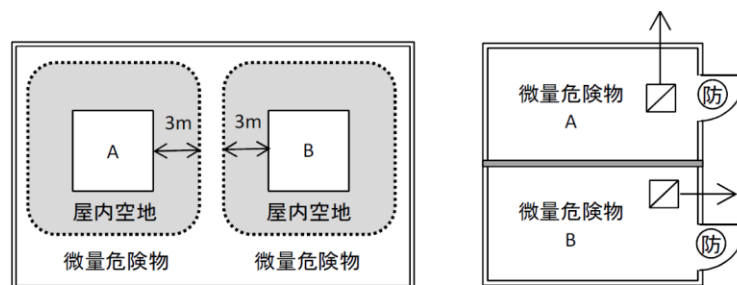


図1

図2

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|---|-----|--------------------|
| 防 | ... | 防火戸 | — | ... | 危険物としては構造に規制を受けない壁 |
| 特 | ... | 特定防火設備である防火戸 | — | ... | 不燃材料で造られた壁 |
| □→ | ... | 排気口(換気) | — | ... | 耐火構造 |

(2) 複数の少量危険物の貯蔵、取扱場所

一連の貯蔵、取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保しているか、又は出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていれば、C及びDそれぞれを一の少量危険物取扱所としても差し支えない（図3、4参照）。

しかしながら、上記の取扱いの主旨は、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所を設ける合理性のないものまでをも認めるものではない。したがって、一の許可施設として設置可能なものを、複数の少量危険物取扱所とすることは原則認められない。（図5参照）

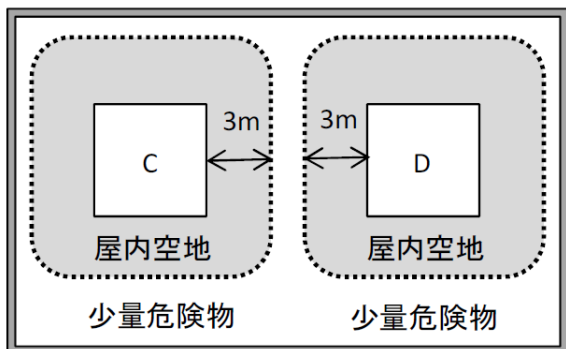


図3

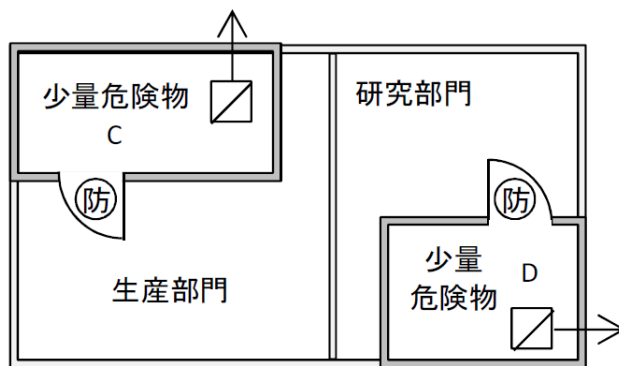


図4

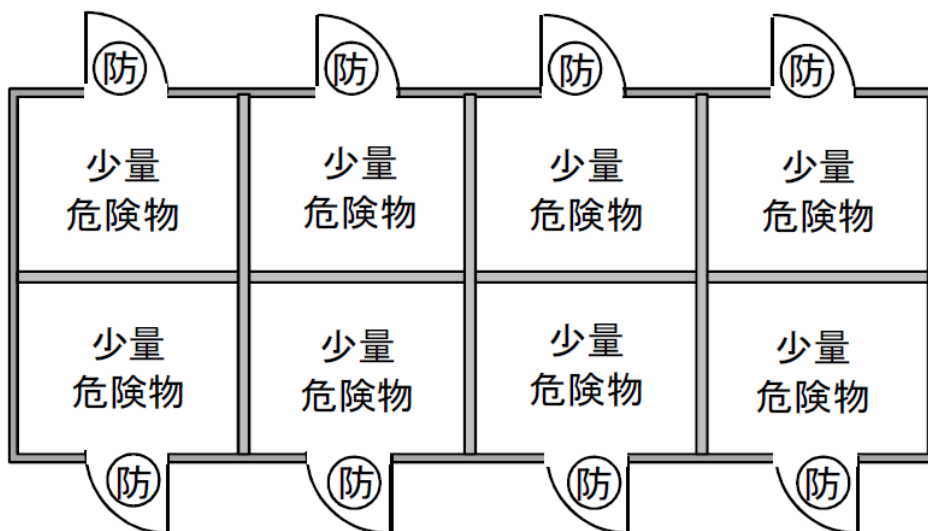


図5（認められない例）

(3) 少量危険物取扱所と一般取扱所

屋内保有空地の基準を適用する洗浄作業、焼き入れ、放電加工機、油圧装置、切削装置、燃料消費等の一般取扱所と一連の取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保していれば、Eを少量危険物取扱所、Fを一般取扱所としても差し支えない（図6参照）。

また、部分規制の屋内貯蔵所又は一般取扱所と一連の取扱場所ではなく、出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていればEを少量危険物取扱所、Fを一般取扱所として差し支えない。（図7参照）

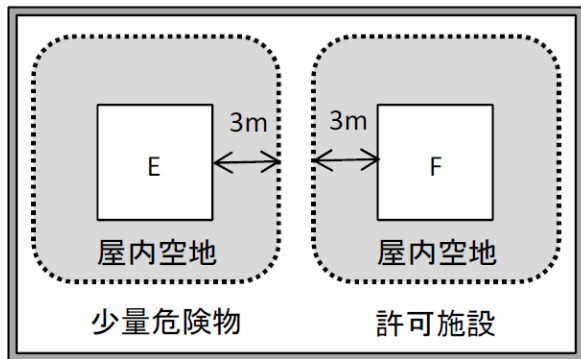


図 6

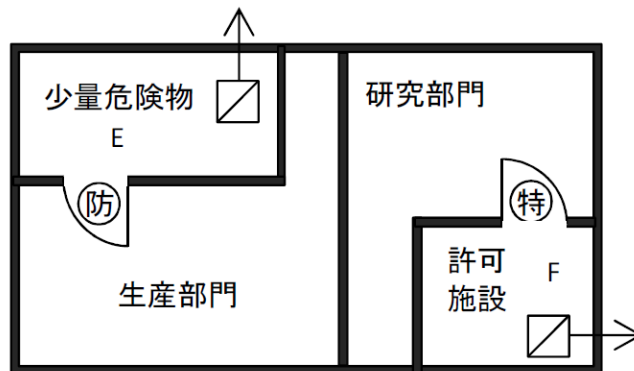


図 7

(4) 複数の設備を一つの少量危険物取扱所とする場合

複数の設備（G、H）の合計危険物取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満で、かつ、当該設備の周囲に3m以上の屋内空地を確保する場合、GとHを合わせて一つの少量危険物取扱所とし、GとHの間の空地はなくても差し支えない。（図8参照）

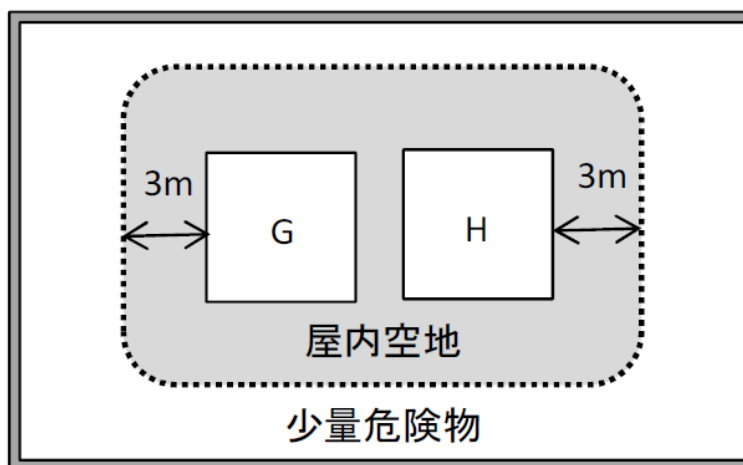


図 8

(5) リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合

第4類の危険物を電解液として収納するリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取り扱いは、一定の安全対策が講じられ発火危険性が低減されている蓄電池に限り、次のとおり取り扱う。（平成23年12月27日付消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」）

ア 対象となるリチウムイオン蓄電池

- (ア) 電気用品安全法第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令別表第9に規定する技術基準に適合している蓄電池。
- (イ) 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池。（電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。）

イ 指定数量未満の危険物を取扱う自家発電設備の付近に電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を設置する場合の取扱いについて

- (ア) リチウムイオン蓄電池は、出入口以外の開口部を有しない厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料（以下、本号において「1.6mm鋼板同等材料」という。）で造られた箱（以下、本号において「箱」という。）に収納すること。
- (イ) 箱の出入り口は、1.6mm鋼板同等材料で造られたものであること。

(ウ) 箱には標識及び掲示板の設置に加え、リチウムイオン蓄電池を収納している旨を表示すること。

上記 (ア) から (ウ) に適合する場合、自家発電設備とリチウムイオン蓄電池の指定数量の倍数は合算せず、それぞれの指定数量未満の危険物を取り扱う場所として扱う。箱を複数設置する場合は、全ての箱の電解液量を合算し、当該液量を指定数量未満とする必要がある。

自家発電設備と箱、箱同士の離隔距離は不要である。

箱には出入口以外の開口部は原則認められないが、機能上開口部を設ける必要がある場合は、次の全てを講じる場合、必要最小限の開口部に限り設けることができるものとする。

- ① 箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するものであること。
- ② 開口部には、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置が講じられていること。

ウ 電解液の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて

イ(ア) から(ウ) に適合する箱に電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を収納し、当該箱を複数置く場合にあつては、箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱うものであること。箱ごとの離隔距離は不要である。

4 適用条文について

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に適用する規定条文は、次のとおりである。

- ① 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱基準：第39条関係
 - ② 少量危険物の貯蔵、取扱基準：第40条～第48条関係
 - ③ 炉、ボイラー等火気使用設備の基準等：第2条、第6条関係等
- (1) 少量危険物取扱所であり、かつ、火気使用設備がある場合
①+②+③ を適用する。
 - (2) 少量危険物取扱所であるが、火気使用設備がない場合
①+② を適用する。
 - (3) 微量危険物の貯蔵、取扱場所であり、かつ、火気使用設備がある場合
①+③+第3条第4項において準用される②を適用する。
 - (4) 微量危険物の貯蔵、取扱場所であるが、火気使用設備がない場合
① のみを適用する。

5 タンクの容量が微量危険物（以下「微量危険物タンク」という。）である場合の取扱いについて

- (1) ボイラー等燃料消費の少量危険物取扱所であり、サービスタンク等が微量危険物タンクである場合、当該タンクは危険物の貯蔵量からみると第43条（屋内、屋外の少量危険物タンクの基準）の基準は適用されないが、危険物の通過量、すなわち取扱量が少量危険物となるため、第43条の基準が適用されることになる（図9参照）。

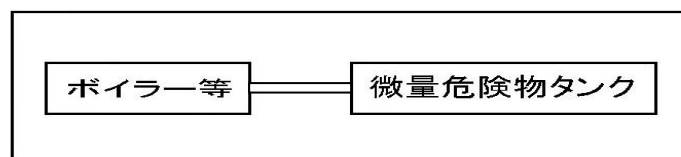


図9

次に、ボイラー等とサービスタンク等の微量危険物タンクがそれぞれ複数設置されている少量危険物取扱所で、微量危険物タンクの取扱量が少量危険物にならない場合にあつては、ボイラー等の基準

から当該タンクはボイラー等の附属設備として認められるため、第2条の液体燃料タンクの基準を適用する（結果的に当該タンクは、少量危険物タンクと同等の基準となる。）。（図10参照）

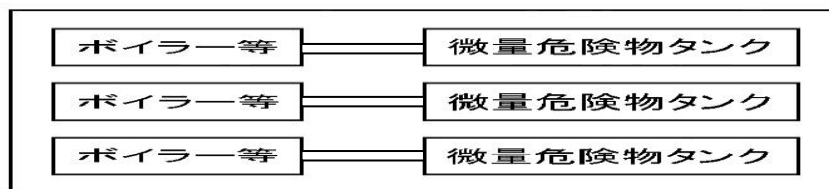


図10

(2) 例1、例2の微量危険物タンクの構造等については、次のように指導すること。

ア タンク板厚は、第2条第15号の液体燃料タンクの板厚とすること。

イ さび止めをすること。

ウ 注入口の位置は、火災予防上安全な場所とすること。

エ 通気管は、引火点が40℃未満の危険物（引火点以上の温度に加温されている危険物を含む。以下同じ。）について、設けること。

なお、引火点が40℃以上の危険物については、通気口を設けること。

オ 液面計を設けること。

引火点が70℃以上の危険物については、金属管で保護したガラス管を設けることで差し支えないこと。

カ 微量危険物タンクのうち地下タンクにあつては、防食措置、漏えい検査管の設置等の少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの基準に準じること。

キ 微量危険物タンクのうち移動タンクにあつては、タンクの固定、安全装置の設置等少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの基準に準じること。

ク その他貯蔵し、取り扱う危険物に応じ、必要と認められる措置を講じること。

(例1) サービスタンク等の微量危険物タンクで、取扱量が少量危険物にならない場合において、当該タンクとボイラー等が6 m以上離れているか、又は区画された室に設置してあるときは、当該タンクは、ボイラー等の付属設備でなく、単独の微量危険物タンクとして第39条のみの適用となる（タンク構造等の基準がない。）。（図11、12参照）

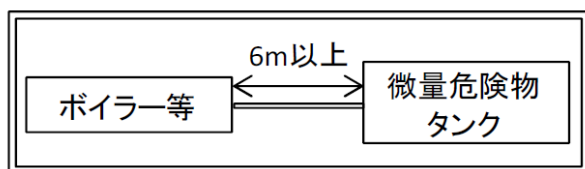
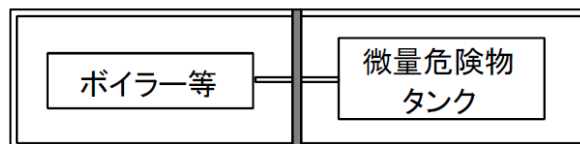


図11



貫通部は埋め戻し必要

図12

(例2) 調合、詰替え等の少量危険物取扱所において、複数の微量危険物タンクが設置してある場合、単独の微量危険物タンクとして第39条のみの適用となる（タンク構造等の基準がない。）。（図13参照）

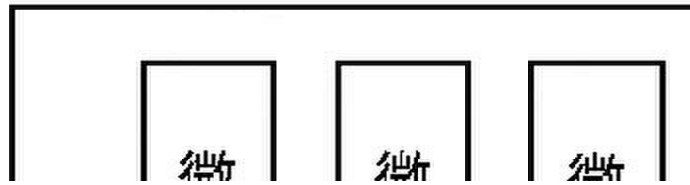


図13

- (3) 微量危険物タンクが複数設置してある少量危険物取扱所（少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク）にあつては、(2)キによること。（図14参照）

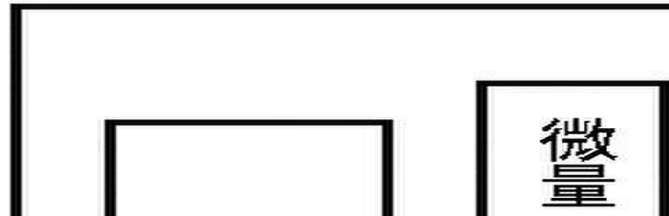


図14

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第41条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他の危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講じること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを安全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触し、又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。

- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。
- ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則省令」という。)別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則省令別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。
- イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則省令第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。
- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。)にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識)並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
- ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により水圧試験(水以外の不燃性の液体又は

不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管に掛からないように保護すること。

【予防規則】

(標識及び表示板等)

第16条 (略)

2 条例第41条第1号（第50条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第51条第2項第1号に規定する標識及び掲示板は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標識及び掲示板は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。

(2) 標識及び掲示板（次号に規定するものを除く。）の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

(3) 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物規制省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板の例によること。この場合において、指定可燃物のうち、可燃性固体類等（条例第50条第1項1号に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては同項第4号ハ、綿花類等（条例第51条の規定するものをいう。）にあつては同項第4号ロの規定による表示を行うものとする。

3 (略)

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定するものである。

1 第1項第1号

ためますや油分離装置の機能の維持のために、たまつた危険物はもちろん、ゴミや砂等の除去も行うこと。

2 第1項第4号

危険物の性質に応じ、温度測定装置、圧力計等の計器を設けている場合、当該計器の監視及び必要に応じて警報器等と組み合わせる等有効に利用すること。

なお、「**その他の計器**」には液面計、流量計、回転計、電流計等がある。

3 第1項第5号

(1) 「**異物**」とは、危険物の危険性が増大するような物質全般であり、危険物の貯蔵又は取扱いに伴つて必然的に生じる物質は除くものであること。

(2) 「**必要な措置**」とは、不必要な長期貯蔵をしないことのほかに、例えば、危険物を取り扱う設備に

ふたをすること、タンク等への誤注入防止のため明確に区分し、明記しておくこと等が考えられるものであること。

4 第1項第6号

「**完全に除去**」とは、加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物の蒸気が全く存在しないようにした状態をいうものであること。完全に除去できない場合は、不燃性のガス又は水等で置換、封入等の措置を講じるものであること。

5 第1項第7号

- (1) 「**可燃性のガス**」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性気体をいう。
- (2) 「**可燃性の微粉**」とは、マグネシウム、アルミニウムの金属粉等で滞積した状態でも着火、爆発するもの及び小麦粉、でん粉その他の可燃性の粉じんが空気中に浮遊した状態において、着火、爆発するものをいう。
- (3) 「**可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所**」とは、第2項第7号の「危険場所の範囲」の考えと同様とするもので、危険物の引火点、貯蔵取扱形態、換気、通風等を考慮し、判断することになるが、当該範囲及び防爆構造の適用範囲等については、危険物審査基準と同等に運用するものであること。
- (4) 「**電線と電気器具とを完全に接続**」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらない状態にすることをいう。
- (5) 「**火花を発する機械器具**」とは、溶接機、グラインダー、フォークリフト等の使用に伴い、必然的に火花を発するもの又は火花を発するおそれのある電気機器等をいう。よって、電気設備に関する技術基準を定める省令第68条及び第69条の規定に適合する電気機械器具で、労働安全衛生法第42条の規定に基づく規格（電気機械器具防爆構造規格）に適合していることを示す防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章（機械等検定規則様式第11号（2））（図1参照）が貼付されているものは該当しない。

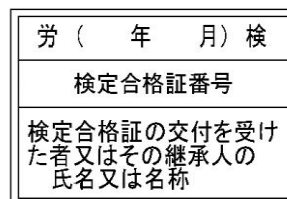


図1 防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章

- (6) 「**火花を発する工具、履物**」とは、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリウム銅合金、木ハンマー等）等以外のものをいい、鉄ハンマー、底に鉄びょうのあるくつ等衝撃により火花を発するものをいう。

6 第1項第8号

- (1) 「**保護液**」とは、空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液をいい、例えば、黄りんに対する水（黄りん、二硫化炭素、ニトロセルロース等の保護）や、パラフィン、灯油又は軽油（金属ナトリウム、金属カリウムの保護）等がこれに該当する。
- (2) 「**露出しないようにする**」には、容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管し、目視できない場合は定期的に保護液の量を確認することが必要である。

7 第1項第9号

- (1) 「**相互に近接して置かないこと**」とは、地震動、転倒、落下等により接触又は混合を生じない距離

を保つことをいう。

- (2) 「**接触し、又は混合しないような措置**」とは、不燃材料で区画等の措置を施したものとし、取出口が同一方向にないものをいう。

8 第1項第10号

「**危険物の温度が局部的に上昇しない方法**」とは、かく拌しながら加熱する方法、十分な容量の危険物を循環させて冷却する方法、冷却水を循環する方法等をいう。

9 第1項第11号

「**防火上安全な場所**」とは、不燃材料等の塀で区画された場所及び火気、火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所で、かつ、通風、換気が有効に行われているものをいう。

10 第1項第12号

- (1) 「**防火上有効な隔壁**」とは、小屋裏に達する準耐火構造（建基法第2条第7の2号に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁をいう。当該壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては自動開閉の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）とし、その他のものにあつては防火上有効なダンパー等を設けること。

- (2) 「**防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所**」とは、(1)の壁で区画されているほか、次に掲げる場所をいう。

ア 塗装作業が準耐火構造（建基法第2条第7の2号に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁体（天井を含む。）で防火区画されている場所

イ 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所

ウ 屋外又は周囲が十分に開放されている屋内であつて、火源等から安全と認められる距離を有している場所

11 第1項第13号

- (1) 「**危険物が危険な温度に達しない**」ようにする方法とは、焼入油の容量を十分にとっておく、循環冷却装置を用いる、かく拌装置を用いる等の方法がある。

- (2) 「**危険な温度**」とは、引火点（表1）から50℃を差し引いた温度以上の温度が該当するものであること。

表1 熱処理油の引火点

| 種 類 | 用 途 | 引火点 (℃) | 燃焼点 (℃) |
|-----|----------------------|---------|---------|
| 1 種 | 1 号 焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用 | 180以上 | 200以上 |
| | 2 号 焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用 | 170以上 | 190以上 |
| 2 種 | 1 号 120℃内外の熱浴焼入れ用 | 200以上 | 220以上 |
| | 2 号 160℃内外の熱浴焼入れ用 | 250以上 | 280以上 |
| 3 種 | 1 号 油温150℃内外の焼きもどし用 | 230以上 | 250以上 |
| | 2 号 油温200℃内外の焼きもどし用 | 280以上 | 310以上 |

12 第1項第14号

- (1) 「**可燃性の蒸気の換気をよく**」する方法とは、低所に排出設備等を設けること等をいう。

- (2) 「**廃液をみだりに放置しないで安全に処置する**」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設備を設け、危険物の流出を防止すること等をいう。

13 第1項第15号

- (1) 「**逆火**」の防止の方法とは、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の

未燃焼ガス等を除去する方法（ポストバージ）等がある。

また、流出防止の方法としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等による方法がある。

- (2) 「**あふれないようにする**」とは、燃料及びその蒸気が漏出又は充満しないように燃料の供給を加減することをいう。

14 第1項第16号

危険物の運搬以外に危険物を収納したり、又は詰め替えたりする場合の容器について規定するものである。

なお、危険物の運搬については、法第16条に規定されており、これは、指定数量未満の危険物についても適用され、危険物政令第28条から第30条までの基準によることとされているので留意すること。

- (1) 「**容器**」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うための器で、配管等の付属設備が設けられていないものをいう。
- (2) 「**これと同等以上であると認められる容器**」とは、危険物省令第39条の3第1項に規定する「総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器」と同一の意味である。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合であって当該容器による貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、第52条の基準の特例を適用し、危険物省令第39条の3第1項ただし書と同様の扱いとすることができるものであること。
- (3) 危険物省令第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示を行うこと。なお、家庭で最も多く使用されている灯油用ポリエチレン容器、金属製18リットル缶などについては、危険物保安技術協会が試験により性能の確認を行っており、合格したものに対して試験確認済の表示（図2～5参照）がされているので、容器の構造等の確認に際しては、当該表示の有無を活用することができる。



図2 灯油用ポリエチレン容器



図3 金属ドラム等



図4 金属製18リットル缶



図5 運搬容器（一般）

15 第1項第17号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面（床面又は地盤面）から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

16 第2項第1号

- (1) 「**危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示**」とは、次によること。

ア 移動タンク以外の標識の材質及び大きさについては下記のとおりである。

(ア) 標識の材質は、金属又は合成樹脂等とすること。

(イ) 大きさが、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色、文字が黒色で「少量危険物取扱所」と記載すること。

イ 移動タンク（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。）の標識の材質及び大きさについては下記のとおりである。

(ア) 標識の材質は、金属又は合成樹脂等とすること。

(イ) 大きさが、0.3m平方の地が黒色で黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と記載すること。

(2) 「**最大数量**」とは、通常一日における最大能力数量をいうが、常時貯蔵し、又は取り扱っている数量の最大値として差し支えないものであること。

(3) 「**防火に関し必要な事項**」とは、危険物省令第18条第1項第4号及び第5号の例により貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じたものとする。

※掲示板の材質については、【解釈と運用】16(1)に準じたもので差し支えない。

(4) 標識及び掲示板の位置は、出入りするすべての人の目につきやすい出入口付近等に設ける（複数ある場合は、必要に応じ複数設置する。）こと。また、移動タンクにあつては、車両の前後から確認できる見やすい位置に設けること。

なお、具体的な標識、掲示板の設置は、図6～図14を参照すること。

ア 標識の例（移動タンク以外のもの）

(ア) 少量危険物（図6）

地…白色、文字…黒色

(イ) 指定可燃物（第50条第3項において準用する場合）

(図7) 地…白色、文字…黒色



図6

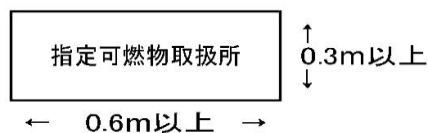


図7

イ 標識の例（移動タンク）

(ア) 少量危険物の移動タンク（図8）

地…黒色、
文字…黄色の反射性塗料等その他反射性を有する材料

(イ) 指定可燃物の移動タンク（第50条第3項において準用する場合）

(図9) 地…黒色
文字…黄色の反射性塗料等その他反射性を有する材料

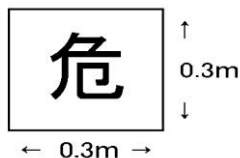


図8

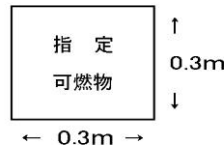


図9

ウ 類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例

(ア) 少量危険物（図10）

地…白色、文字…黒色

(イ) 指定可燃物（第50条第3項において準用する場合）（図11）

地…白色、文字…黒色



図10



図11

エ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例

(ア) 危険物省令第18条第1項第4号イ及び第5号 (図12)

- ・ 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの
- ・ 禁水性物品 (注1)
- ・ 地…青色、文字…白色



図12

(イ) 危険物省令第18条第1項第4号ロ及び第5号 (図13)

- ・ 第2類の危険物 (引火性固体を除く。)
- ・ 指定可燃物のうち綿花類等 (第35条第5号による場合) (注2)
- ・ 地…赤色、文字…白色



図13

(ウ) 危険物省令第18条第1項第4号ハ及び第5号 (図14)

- ・ 第2類の危険物のうち引火性固体
- ・ 自然発火性物品 (注3)
- ・ 第4類の危険物
- ・ 第5類の危険物
- ・ 指定可燃物のうち可燃性固体類等 (第50条第3項において準用する場合) (注2)
- ・ 地…赤色、文字…白色



図14

注1：禁水性物品 (危険物政令第10条第1項第10号)

第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの (カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウム)

ムを含む。)をいう。

注2：可燃性固体類等（第50条第2項第1号）、綿花類等（第51条）

可燃性固体類等とは、条例別表第3備考6に規定する可燃性固体類等及び同表備考8に規定する可燃性液体類をいい、綿花類等とは可燃性固体類等以外の指定可燃物をいう。

注3：自然発火性物品（危険物政令第25条第1項第3号）

第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びに黄りん、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムをいう。

2 第2号

- (1) 「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった、容量、強度、性能等を有するように設計されたものが該当すること。微量危険物タンクにあつては、前条の【解釈及び運用】の第5項を参照すること。
- (2) 「附帯設備」とは、タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管、それらを組み合わせた二重安全装置等（図15～図19参照）、混合装置、かく拌装置等に設ける飛散防止用の覆い等、その他にブース、受け皿、囲い、逆止弁等が該当すること。

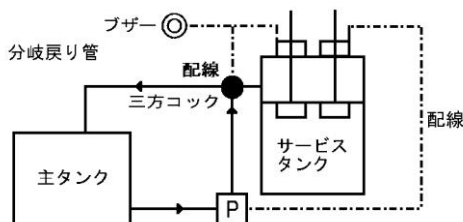


図15 フロートスイッチと分岐戻り管等

(液面が定量以上になると三方コックが分岐戻り管の方へ開く)

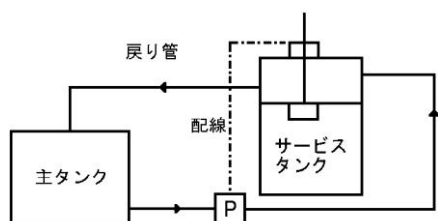


図16 フロートスイッチと戻り管

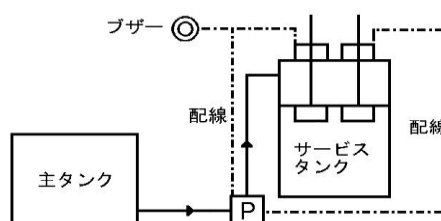


図17 二重のフロートスイッチ等

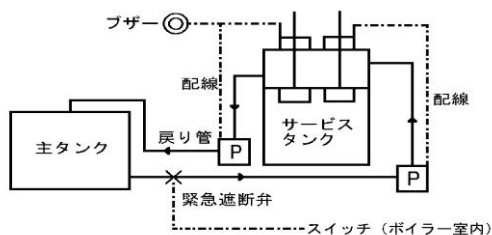


図18 フロートスイッチと強制戻り管等

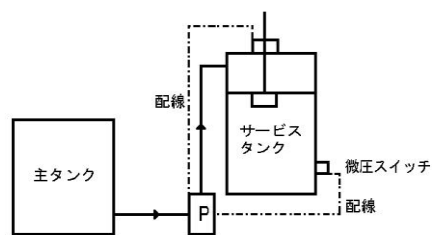


図19 フロートスイッチと微圧スイッチ

3 第3号

「**温度測定装置**」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全かつ正確に温度変化を把握できるものを選ぶこと。

4 第4号

(1) 「**直火**」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当するものであること。

なお、「直火」以外のものとしては、水蒸気、温湯、熱媒体、熱風等が該当するものである。

(2) 「**防火上安全な場所**」とは、加熱し、又は乾燥する設備において、当該設備の中で危険物を取り扱う場所（部分）と直火を用いる部分とが、耐火構造の壁等で防火的に区画されている場所等をいうものであること。

(3) 「**火災を防止するための附帯設備**」とは、次のようなものがある。

ア 危険物の温度を一定温度以下（引火点以下）に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）

イ 危険物の引火を防止できる装置（不燃性ガス封入装置等）

ウ ニクロム線の保護管設備等

5 第5号

(1) 圧力計は、常に圧力変動の測定をするため、見やすい位置に設けること。

(2) 「**有効な安全装置**」とは、次のようなものが該当し、設置対象設備の種類に応じて、適切なものを選択すること。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

(3) 安全装置は、上昇した圧力を有効に放出できる能力を備えたものであること。

なお、1個の安全装置のみにおいて放出する必要はなく、設備の規模、取り扱う危険物の性状、反応の程度等を勘案し、圧力を有効に減圧するのに必要な数の安全装置を設けるものであること。

(4) 安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が噴出するおそれがあるため、その設置場所は、通風の良好な場所で、かつ、周囲に火気等のない安全な場所に設けるものであること。

6 第6号

(1) 「**引火性の熱媒体**」とは、一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加熱された第4類第3石油類、第4石油類などに該当する引火性の液体（熱媒体）を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいうものであること。

(2) 「**熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造**」とは、安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

7 第7号

(1) 「**電気工作物に係る法令の規定**」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令をいう。

(2) 「**危険場所の範囲**」は、危険物の引火点、貯蔵取扱形態、換気、通風等を考慮し、判断することになるが、当該範囲及び防爆構造の適用範囲等については、危険物審査基準と同等に運用するものであること。

8 第8号

- (1) 「**静電気が発生するおそれのある設備**」とは、静電気を発生しやすい可燃性液体、可燃性微粉等の危険物を取り扱う混合設備、充てん設備等が該当する。

また、「**静電気を発生しやすい可燃性液体の危険物**」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類、第2石油類が該当する。

- (2) 「**静電気を有効に除去する装置**」とは、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地（アース）することにより、静電気を除去する装置が最も一般的である。この場合、接地抵抗値は1,000Ω以下とすること。

その他、次のような方法がある。

ア 加湿装置を設け、空気中の相対湿度を60%以上とする方法

イ 空気をイオン化する方法

9 第9号

危険物を取り扱う配管は、所要の性能を有するものであれば使用することができるという規定である。

- (1) 鋼製その他の金属製配管の他、次に掲げる強化プラスチック製配管は技術上の基準に適合するものであること。

ア 強化プラスチック製配管に係る管及び継ぎ手は、J I S K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJ I S K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等に応じて、適切に選択されるものであること。

イ 強化プラスチック製配管は、呼び径100A以下のものであること。

ウ 強化プラスチック製配管において取り扱う危険物の種類は、自動車ガソリン（J I S K 2201「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（J I S K 2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。）であること。

エ 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに設置することができること。

- (2) 強化プラスチック製配管の接続方法や埋設方法については、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年3月11日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）と同等に運用するものであること。

- (3) 第9号アの「**水以外の不燃性の液体**」には水系の不凍液等が、「**不燃性の気体**」には窒素ガス等が該当する。

- (4) 第9号エの「**腐食を防止するための措置**」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては塗履装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗履装又はコーティングによる防食措置が該当する。詳細は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第3条から第4条までによること。（図20～24参照）

なお、「**設置される条件の下で腐食するおそれのないもの**」には、地下に埋設された強化プラスチック製配管、地上又は地下ピット内に設置された金属製配管のうち銅管、ステンレス鋼管等のさびにくい材質で造られたもの及び亜鉛メッキ鋼管、合成樹脂被覆鋼管等製造段階において腐食を防止する措置がとられているものが該当する。

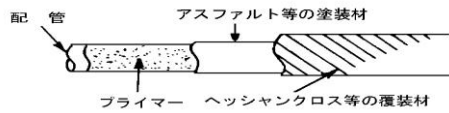


図20 アスファルトと覆装材の例

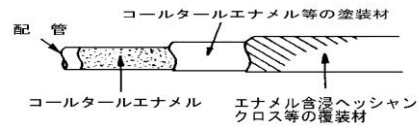


図21 コールタールエナメルと覆装材の例

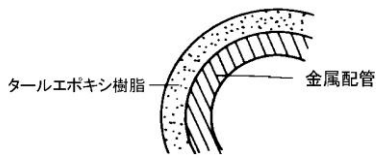


図22 防食塗料による塗装材の例

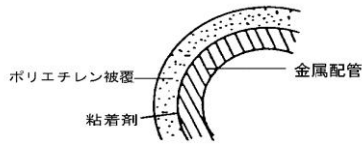


図23 合成樹脂被覆によるコーティングの例



図24 防食テープによる覆装の例

- (5) 第9号オの「**危険物の漏えいを点検することができる措置**」とは、当該部分をふたを有するコンクリートの箱（ピット）に収納等することにより、目視による点検ができるような措置が該当する。（図25参照）

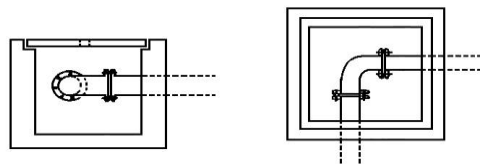


図25 ピットに収納する例

- (6) 第9号カの「**その上部の地盤面に掛かる重量が当該配管にかからないように保護する**」とは、配管の構造に対して支障を及ぼさないように堅固で耐久力のある構造のコンクリート製の管等に収めることが該当する。

参 考 (表1)

配 管 材 料

| 規格番号 | 種 類 | 記 号 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------|
| J I S | G 3101 一般構造用圧延鋼材 | S S |
| | G 3103 ボイラ及び压力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板 | S B、S B××M |
| | G 3106 溶接構造用圧延鋼材 | S M |
| | G 3452 配管用炭素鋼鋼管 | S G P |
| | G 3454 圧力配管用炭素鋼鋼管 | S T P G |
| | G 3455 高圧配管用炭素鋼鋼管 | S T S |
| | G 3456 高温配管用炭素鋼鋼管 | S T P T |
| | G 3457 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 | S T P Y |
| | G 3458 配管用合金鋼鋼管 | S T P A |
| | G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管 | S U S××××T P |
| | G 3460 低温配管用鋼管 | S T P L |
| | G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板 | S U S |
| | G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板 | S U S |
| | G 4312 耐熱鋼板 | S U H、S U S |
| | H 3300 銅及び銅合金継目無管 | C××××T、T S |
| | H 3320 銅及び銅合金溶接管 | C×××× T W、T W S |
| | H 4080 アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管 | A×××× T E、T E S A×××× T D、T D S |
| | H 4090 アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 | A×××× T W、T W S |
| | H 4630 配管用チタン管 | T T P |
| | K 7013 繊維強化プラスチック管 | F R P |
| J P I | 7 S-14 石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 | P S W |
| A P I | 5 L L I N E P I N T | 5 L |
| | 5 L X H I G H T E S T L I N T P I P E | 5 L X |

(注) J P I は日本石油学会の規格

A P I は米国石油学会の規格